

「ねんきん特別便」の状況等について

平成21年11月24日

社会保険庁

(目 次)

・「ねんきん特別便」	1
・ フォローアップ照会、厚生年金旧台帳に係る調査	3
・ 再裁定処理体制の強化	4
・ 「ねんきん定期便」	7
・ 標準報酬・資格喪失の遡及訂正事案	9

記録の統合等に伴う年金額の再裁定等について

- 記録の統合等に伴う年金額の再裁定については、社会保険事務所が再裁定の申出を社会保険業務センターに進達し、同センターにおいて実施している。
- 再裁定の迅速化のため、これまで再裁定に必要な複雑な事務処理に精通した職員の集中配置（センター内の職員の再配置や本庁及び地方社会保険事務局からの支援）、新たに採用する任期付き職員の重点配置、派遣職員の配置等により事務処理体制の強化を図るとともに、再裁定処理システム等の機能強化を図ってきたところであり、平成21年1月から3月にかけて再裁定の処理件数が大幅に伸び、未処理件数も減少傾向に転じている。
- 社会保険業務センターに進達されてから支払いまでの処理期間については、8月時点では全体として3ヶ月程度に短縮したところ。

◆再裁定の受付件数、処理件数

(単位:万件)

区分	平成20年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成21年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月 (速報値)	20年1月～ 21年9月 (累計)
受付件数	1.9	3.2	5.3	8.3	9.6	12.2	11.3	15.0	14.4	12.5	11.7	10.5	12.2	9.1	10.7	10.4	10.9	9.6	9.3	9.9	8.0	206.0
処理件数	1.6	1.9	1.5	1.6	2.0	2.3	2.4	2.6	2.5	5.0	6.8	8.6	10.1	13.0	19.1	19.1	19.0	19.0	18.1	16.6	14.0	186.7
未処理件数 (期末現在)	3.8	5.2	8.9	15.6	23.2	33.0	42.0	54.4	66.4	73.8	78.7	80.6	82.8	78.9	70.4	61.7	53.6	44.2	35.5	28.8	22.8	—

※ 平成21年9月分については、本日時点の速報値であり、最終的な数値は異なる可能性がある。

◆再裁定の処理体制の推移

(月末時点)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
体制	38人	61人	56人	56人	82人	101人	110人	127人	145人	203人	226人	280人	318人	466人	466人	486人	483人	483人	483人	475人	475人

(注)上記の体制は、常勤職員、任期付職員、非常勤職員、派遣職員、地方社会保険事務局からの支援職員を含んでいる。

時効特例給付について

- 記録の統合等に伴い新たに判明した年金記録の追加による新規裁定及び再裁定処理にかかる時効特例給付については、社会保険事務所が時効特例給付の申出を社会保険業務センターに進達し、同センターにおいて実施している。
- 再裁定処理の進捗とともに、時効特例給付の要処理件数も急増しているため、任期付職員の配置及び派遣職員の配置等により事務処理体制の強化を図ってきたところであり、さらに、時効特例給付処理システムの改善等に取り組み、できる限り早期の支払を目指すこととしている。
- 時効特例給付については、再裁定の支払いから2ヶ月から3ヶ月程度の処理期間となっている。

◆時効特例給付処理の受付件数、処理件数

(単位:万件)

区 分	平成20年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成21年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月 (速報値)	20年1月～ 21年9月 (累計)
受付件数	1.0	1.1	1.1	1.2	1.8	1.6	1.6	1.7	1.6	1.6	2.3	3.7	10.4	8.2	11.3	18.7	13.0	9.6	13.9	11.0	9.1	125.4
処理件数	0.5	0.5	0.5	0.5	1.0	2.0	1.1	1.2	1.4	1.6	2.0	2.6	5.2	9.3	9.9	15.2	11.1	8.0	10.2	8.8	8.6	100.9
未処理件数 (期末現在)	3.1	3.7	4.4	5.0	5.8	5.4	5.9	6.4	6.6	6.6	7.0	8.1	13.3	12.3	13.7	17.2	19.1	20.7	24.4	26.6	27.1	—

※ 平成21年9月分については、本日時点の速報値であり、最終的な数値は異なる可能性がある。

◆時効特例給付の処理体制の推移

(月末時点)

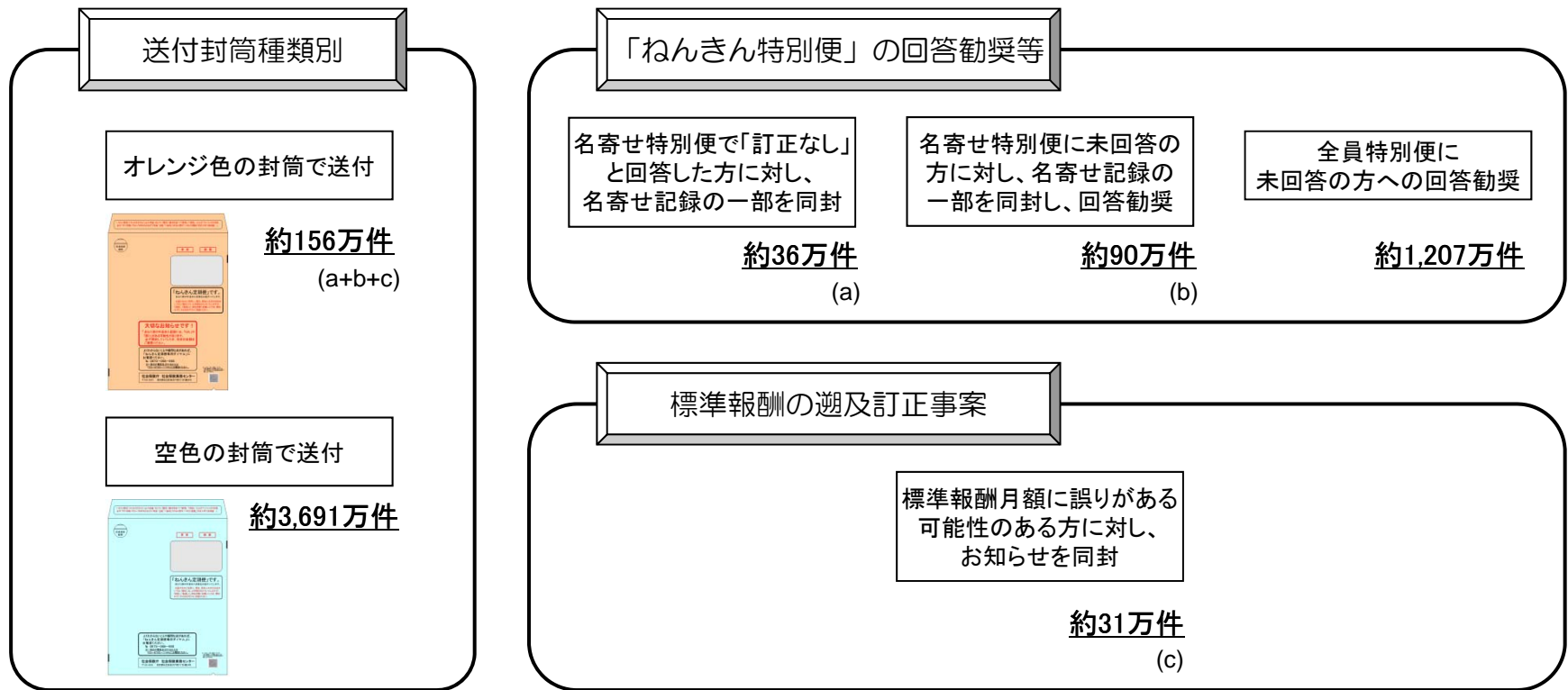
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
体制	70人	80人	80人	71人	87人	121人	121人	121人	143人	138人	146人	138人	139人	141人	151人	176人	176人	176人	176人	187人	187人

(注) 平成21年4月からの体制は、再裁定処理の派遣職員10名及び地方社会保険事務局からの支援職員15名を含んでいる。

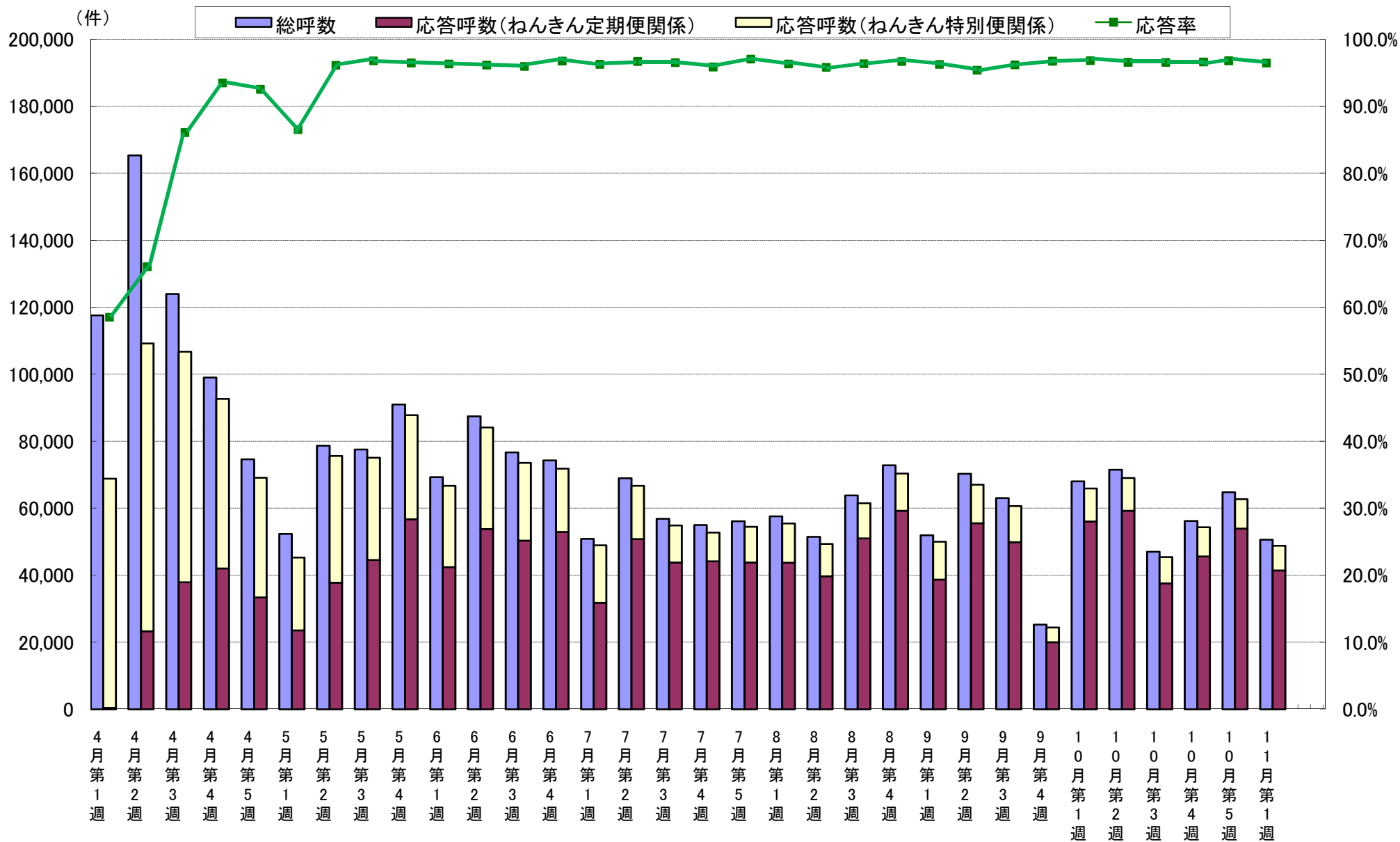
「ねんきん定期便」

- 平成21年4月より、現役加入者の方に対し、誕生月に「ねんきん定期便」を送付し、年金記録に関する情報の提供を開始した。
平成21年10月末日までに約3,846万人(4月2日～11月1日生まれの方)に対し、「ねんきん定期便」を送付した。

《平成21年4月～10月送付分》 送付件数 **約3,846万件** 回答件数 **約306万件**
※業務センター受付分のみ集計



ねんきん定期便専用ダイヤルにおける電話相談状況(平成21年4月～11月第1週)



標準報酬・資格喪失の遡及訂正事案

事案の概要

- 年金記録確認第三者委員会によるあっせん事案の中に、標準報酬月額等を遡及訂正したものが存在しており、社会保険事務所の当時の事務処理の合理性が疑われるものがある。
- このため、第三者委員会によるあっせん事案など17事案の調査を行ったところ、社会保険庁の職員の関与が考えられる事案が1件確認された。(20年9月9日公表)

これまでの取組み

- 不適正な処理の可能性がある記録(約6.9万件)のうち厚生年金の受給者(約2万件)について、20年10月16日から、戸別訪問を開始し、本年3月末までに概ね終了。

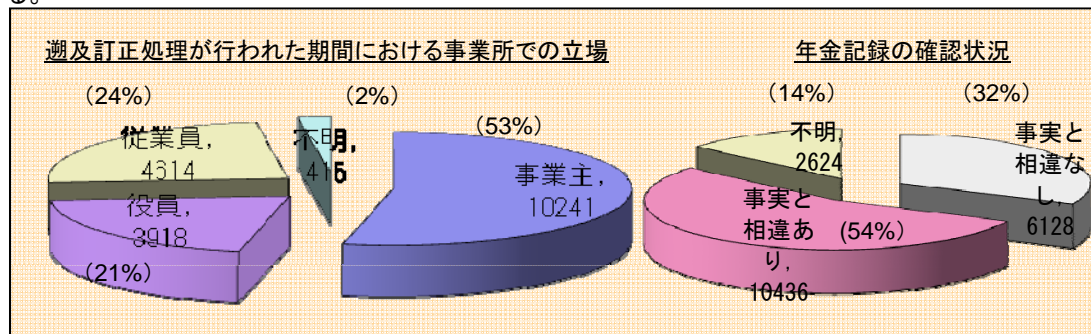
(参考) 不適正な処理の可能性がある記録(約6.9万件)は次の3条件のすべてに該当。

- ① 標準報酬月額の引き下げ処理と同日若しくは翌日に資格喪失処理が行われている。
- ② 5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
- ③ 6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。

※戸別訪問の実施状況(平成21年7月1日公表)

訪問件数 19,188件(21年3月31日までの訪問実施分)

* 事務所職員の関与を窺わせるような内容の回答をされた方 1,335件(7.0%)
うち、具体性のある内容の回答をされた方 211件(1.1%)



- 19年12月から20年10月までにすべての年金受給者・加入者に「ねんきん特別便」を送付するとともに、加入者については21年4月から標準報酬等の情報を含む「ねんきん定期便」を順次送付することを通じて、標準報酬や資格喪失日の記録を本人に確認していただき、被害者救済を進めている。

- 従業員であった方の事案であって、本人が保有する給与明細書等や雇用保険の記録等により勤務や給与の実態が確認できる場合や、前記3条件全てに該当する約6.9万件について事業主等や社会保険事務所への調査により事実と反する処理が行われたと認められる場合については、第三者委員会に送付することなく、社会保険事務所において記録訂正（職権訂正）を行うこととした。

※ 社会保険事務所における記録訂正の状況（21年10月30日現在） 580件

（うち、約2万件の戸別訪問の対象者 495件^(*)）

* 約2万件の戸別訪問において、従業員事案で「記録が事実と相違あり」かつ「記録訂正の意思あり」との回答があった件数：1,535件
（21年3月31日までの訪問実施分）

- 社会保険事務所段階で職権訂正を行った事案等について、同一事業所に同一時期に勤務していた被保険者であって、同様の遡及訂正が行われている「同僚被保険者」が確認できた場合は、本人に確認のうえ、従業員事案であるものについて、包括的に職権訂正を行うこととした。

* 21年7月31日までに社会保険事務所段階で職権訂正を行った事案については、「同僚被保険者」として約4,700件が把握されており、こうした事案について今後さらに社会保険事務所から本人に対して文書による連絡を行うこと等を通じて確認作業を行い、記録訂正を進める。

- 約2万件の戸別訪問において事務所職員の関与を窺わせるような内容の回答があった事案について、職員の関与に関する調査を順次実施。

今後の対応

- 21年4月から送付している「ねんきん定期便」^(※)や21年12月に送付を開始する厚生年金受給者等への標準報酬月額等のお知らせ「厚生年金加入記録のお知らせ（受給者等）」^(※)などを通じて、本人による記録確認を進めるとともに、前記3条件のそれぞれに該当する記録や資格喪失日の遡及訂正処理についてのサンプル調査等を行う。

^(※)前記3条件のいずれかに該当する方（延べ約144万件）については、注意喚起を行う文書を同封（約2万件の戸別訪問の対象者を除く。）。

- こうした取組みを通じて、さらに社会保険事務所段階での職権訂正や「同僚被保険者」への確認作業等に取り組み、被害者救済を進める。